

判決年月日	平成18年9月12日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成17年(ネ)10115号		
○ タッチスイッチに関する実用新案権の侵害を理由として損害賠償を求めた訴訟において、実用新案登録請求の範囲中の「基板の凹凸の平均粗さ（Rz）が0.5～50μmとされている微細な凹凸を形成してなる」との記載につき、明細書の考案の詳細な説明欄の記載及び1982年制定の「JIS B 0601」規格の解説の内容等を考慮して解釈した上、被告の製造販売に係るモバイル端末用タッチスイッチは登録実用新案の技術的範囲に属さないとして、請求を棄却すべきものとした事例			

（関連条文）実用新案法16条，26条

本件は、実用新案権（昭和63年出願）の侵害を理由として損害賠償を求めた侵害訴訟の控訴審判決である。

Xは、タッチスイッチに関する考案に係る実用新案を有していたところ（存続期間満了）、Yの製造販売したモバイル端末用タッチスイッチ（Y製品）が当該登録実用新案の技術的範囲に属するものであり、Yは実用新案権を侵害したと主張して、損害賠償を求める訴えを提起した。

一審（大阪地裁平成17年9月5日判決・平成16年(ワ)第7239号）は、Y製品は登録実用新案の技術的範囲に属さないとしてXの請求を棄却したところ、Xが控訴した。

本件においては、実用新案登録請求の範囲中の「基板の凹凸の平均粗さ（Rz）が0.5～50μmとされている微細な凹凸を形成してなる」との記載の意味が争いとなったが、本判決は、明細書の考案の詳細な説明欄の記載及び1982年制定の「JIS B 0601」規格の解説の内容等を詳細に検討した上で、当該記載の意味について、同JIS規格にいう「十点平均粗さの区間表示」をいうものと解するのが相当であり、「具体的には、基準長さ0.25mmで測定した加工面の多数の箇所での値の算術平均値が0.5μm以上で、基準長さ8mmで測定した加工面の多数の箇所での値の算術平均値が50μm以下であることを意味する」と判示した。そして、Y製品はこの数値を満たさないから登録実用新案の技術的範囲に属しないとし、Xの損害賠償請求は理由がないとして、Xの控訴を棄却した。

本判決は、上記JIS規格にいう「十点平均粗さの区間表示」の趣旨を詳細に認定して、登録実用新案の技術的範囲を解釈しており、クレームに「平均粗さ」の語を含む特許発明、登録実用新案の技術的範囲の解釈に当たって、実務上参考となるものと思われる。